

紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例施行規則

制定 平成25年8月1日 規則第20号

改正 令和8年3月31日 規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合職員等の旅費に関する条例（平成25年紀南環境広域施設組合条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第6号に規定する規則で定める者等)

第2条 条例第2条第6号に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者
- (2) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第13条第1項に規定する鉄道運送事業者及び軌道法（大正10年法律第76号）第4条に規定する軌道経営者
- (3) 海上運送法（昭和24年法律第187号）第23条の3第2項に規定する船舶運航事業者
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業を営業者
- (5) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第7項第3号に規定する一般旅客自動車運送事業者
- (6) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第1項に規定する旅館業を営業者
- (7) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第7条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業者及び貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第55条第1項に規定する貨物利用運送事業者
- (8) 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第31条に規定する登録包括信用購入あっせん業者（組合との契約によりカード等（同法第2条第3項第1号に規定するカード等をいう。次項において同じ。）を前各号に掲げる者が提供する役務その他の旅行に係る役務の対価の支払のみのために提供する場合に限る。）

2 条例第2条第6号に規定する規則で定めるものは、役務及びカード等とする。

(旅行命令変更等の場合における旅費)

第3条 条例第3条第5項に規定する規則で定めるものとして支給する旅費の額は、次に掲げる額とする。

- (1) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費又は宿泊施設の利用を予約するため支払った金額で、所要の払戻し手続をとったにもかかわらず、払戻しを受けることができなかった額。ただし、その額は、その支給を受ける者が当該旅行について条例の規定により支給を受けることができた鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費又は宿泊料の額をそれぞれ超えることができない。
- (2) 赴任に伴う住所又は居所の移転のため支払った金額で、当該旅行について条例により支給を受けることができた移転料の額の3分の1に相当する額の範囲内の額

(旅費喪失の場合における事情)

第4条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情
- (2) 条例第3条第1項又は第2項第1号に規定する旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第15条及び第17条に基づく旅費の支給を受ける場合であって、当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員若しくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる額とする。ただし、その額は、現に喪失した旅費額を超えることができない。

(1) 現に所持していた旅費額（交通機関を利用するための乗車券、乗船券等の切符類で当該旅行について購入したもの（以下「切符類」という。）を含む。以下この条において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額（切符類については、購入金額のうち未使用部分に相当する金額）を差し引いた額
（旅行命令書等）

第5条 条例第4条の規定による旅行命令及び旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）並びにこれらの変更は、旅行命令書又は旅行依頼書（以下「旅行命令書等」という。）により行うものとする。

2 旅行命令書等の記載事項及び様式は、任命権者が別に定める。
（旅費の概算払）

第6条 2泊3日以上旅行命令等を受けた者は、当該旅行について条例の規定により支給を受けることができる旅費額の範囲内において、旅費の概算払を受けることができる。ただし、管理者が特に必要と認める場合は、2泊3日未満の旅行についても、概算払することができるものとする。
（旅費の請求手続）

第7条 旅費（概算払を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払の旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、出張の結果を上司に復命した後（職員以外の者を除く。）、旅行命令書等に必要な書類を添えて、これを旅費の支給事務を担当する者（以下「支給事務担当者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な添付書類を提出しなかった者は、その請求に係る旅費額のうち、その旅費の必要が明らかにされなかった部分の金額の支給を受けることができない。

2 概算払で旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後5日以内に当該旅行について、前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

3 支給事務担当者は、前項の規定による精算の結果、過払金があった場合には、精算と同時に当該過払金を返納させなければならない。
（鉄道賃）

第8条 条例第8条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法第1条第1項に規定する軌道に類するもの
（船賃）

第9条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。
（航空賃）

第10条 条例第10条に規定する規則で定めるものは、航空法第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。
（宿泊基準額）

第11条 条例第12条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊基準額を超える場合であって、旅行命令権者が公務の円滑な運営上支障のない範囲及び条件において

検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するときとする。

(転居費の算定方法等)

第12条 条例第15条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときを限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
 - (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。
- 2 前項の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他公費による支給が適当でない費用を除くものとする。
 - 3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年8月1日から施行する。

附 則（令和8年3月31日規則第3号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。